

監査の結果

1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

2 監査の対象部課等

市民福祉部：生活福祉課、障がい福祉課、市民課

3 監査対象期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

4 監査の実施内容

次に掲げる財務に関する事務を主に、事務が法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、抽出により書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金等に関する事務
- (5) 財産の管理に関する事務
- (6) 庶務その他事務

5 監査の結果

監査の対象となった事務については、次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項については、口頭により指導した。

【指摘事項】

(生活福祉課)

生活保護費返還金について、調定が適切に行われていないものがありました。

分割納入のものについては、当該年度分のみを起票しており、令和8年度以降が納期限のものについて、調定伝票が起票されておらず、本来の債権額と調定額が乖離していました。

(障がい福祉課)

旅費の支出手続について、交通経路内で支給を受けている通勤手当との重複調整額に誤りがありました。

令和7年度厚木市障害支援区分認定調査業務委託（その1）について、契約に基づき適法な請求書を受理したにもかかわらず、再度、同じ内容の請求書を受注者に発行させ、当該請求書により支出手続を行っていました。